

足尾銅山における友子制度の変遷(下)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

60

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

31

(発行年 / Year)

1993-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008565>

足尾銅山における友子制度の変遷 (下)

村 串 仁三郎

目 次

はじめに

一 明治四十年暴動前の足尾銅山の友子制度

二 暴動後の足尾銅山における友子制度の改編(以上前号)

三 大正八年争議後の足尾銅山における友子制度の改編(以下本号)

——経営者による友子の従業員団体化——

(1) 大正期における鉱業所の友子政策

(2) 鉱夫飯場組合の改革と友子制度の回復

(3) 飯場制度の廃止と「鉱夫組合」下の友子制度の展開

四 足尾銅山における友子制度の消滅

三 大正八年争議後の足尾銅山における友子制度の改編

——経営者による友子の従業員団体化——

(1) 大正期における鉱業所の友子政策

明治四十年の足尾、別子、幌内の鉱山暴動は、再生しかけた鉱夫労働組合運動を抹殺しただけでなく、社会運動全体をも圧殺してしまった。いわゆる暗い谷間の到来である。しかし大正期に入り、友愛会が組織され、鉱山に友愛会の支部が急速に広まり始めた。第一次世界大戦の勃発は、労働需要を急増させ、物価を騰貴させた。それはまた、鉱夫達の不満と自覚を強め、鉱夫労働組合運動を次第に高揚させた。⁽¹⁾

足尾銅山にも再び労働組合が組織された。それは、坑夫飯場組合を組織し、友子を封じ込め、鉱夫を企業に従順化させようとしたにも係わらず、鉱夫達が再び企業に反抗し始めたこと意味するものであった。⁽²⁾

しかも興味深い事には、足尾銅山で大正六年に労働組合が再び組織され、その後の足尾の労働組合の中で最大の勢力をなした「大日本鉱山労働同盟会」は、何と大正五年まで飯場頭を勤めていた松葉鏗寿が指導者となって成長したのであった。⁽³⁾

足尾銅山における大正期の労働組合の形成もまた友子が大きく介在し、友子の労働組合化と言うテーマ⁽⁴⁾をわれわれの前に再び提起している。しかしこのテーマは、ここでの研究課題ではないので、別稿に譲らなければならぬ。

ただここで指摘しておきたいことは、足尾銅山の労働組合が、鉱夫の待遇改善要求の一つとして、飯場制度の改

善あるいは廃止を掲げて運動したことである。それは、明治四十年の飯場制度の改革に係わらず、飯場頭による鉱夫の中間収奪が無くならず、むしろ大戦による好況が鉱夫不足を加速したため、飯場頭による鉱夫の募集費、鉱夫維持費がかさみ、飯場経営(単身鉱夫の賄い、飯場自営の売店での家族鉱夫への掛売り、その他の飯場経費)からの収奪が強まり、飯場制度に対する鉱夫の不満と反感を強めたからであった。大正八年の大争議は、こうして飯場制度の改廃をめぐる闘わねることになった。⁽⁵⁾

鉱業所は、当初労働組合の飯場制度廃止要求を拒否して、飯場制度の改革だけに取り組んだ。鉱業所は、明らかに飯場制度の弊害を初めから認めていた。しかし当時の労資関係から見ても、飯場制度の魅力も捨てがたかった。当時の鉱山責任者は、「飯場ヲ何時迄モ固守セントスルモノニアラザレドモ、該制度ハ多年ノ歴史ト長所ヲ有スルヲ以テ、今、直チニ之ヲ廃棄スルコトハ、組織ノ上ニ大ナル故障ヲ生ズベキヲ以テ、熟慮深考ヲ要ス」と述べている。⁽⁶⁾

こうして大正八年の飯場制度の改革は、後に詳しく分析するように、従来の飯場制度の基本を解体するものではなく、飯場制度を縮小し、機能を弱めるだけにとどまった。鉱業所は、鉱夫を管理する中間管理者を必要としたが、八年段階では結局従来の飯場頭にそれを頼んだ。しかし労働組合は、あくまで飯場頭の存在を認めようとはしなかった。鉱業所は、かくして大正九年三月に頭役・飯場頭の制度を廃止し、世話方制度を敷き、飯場制度を名実ともに廃止した。

この点について鉱業所側の資料は、「従来ノ飯場ノ名称ヲ廃止シ之ヲ組ト称シ、頭役ヲ世話役ト呼び、其ノ所属タリシ鉱夫ハ其儘組ニ所属セシメ、組ノ監督取締ハ世話役之ヲナス。」と指摘している。⁽⁷⁾

飯場制度の廃止は、飯場頭による賄いや売店の経営を止めさせ、また鉱夫の独自の募集義務を止めさせ、従来の

労務請負親方を単なる下級管理職員に変えてしまった。

しかし鉦夫の労務管理は、飯場制度を廃止したからと言って、直ちに今日のような近代的な形態に合理化出来ない。世話役は、飯場頭と違って、労務請負的性格が完全に失われ、雇用関係の上では中間管理職に純化した。しかし、鉦山社会の内部状況、特に友子制度にみられる鉦夫の伝統的な人間関係を前提にすると、世話役自身も、世話役の労務管理の仕事も、容易に近代的なスタイルに洗練されなかった。⁽⁸⁾

飯場制度の改廃は、友子制度の動向に大いに係わっていた。鉦業所は、確かに飯場制度の不合理さを認識していたので、鉦夫の不満を解消するために、飯場制度を廃止する方向に進んだ。では、友子制度はどうだったか。鉦業所にとって友子制度は、確かに鉦夫の自覚を促し、鉦夫を自立的にする危険な存在ではあった。しかしそれ以上に危険なのは、あくまで労働組合であった。当時の足尾銅山の労務担当者は、「労働組合ノ勃興ハ将来免レ能ハサル所ナル」とし、労働組合が「自ラ飯場制度ニ代ラムトスルノ運動ヲ見ルニ至」⁽⁹⁾ると指摘している。

そのため鉦業所は、友子制度を廃止せずに飯場制度を切捨て、むしろ飯場制度に押え込まれていた友子制度を生かして鉦夫の気持ちを汲み上げ、友子を一層企業内化し、労資の意志疎通機関として積極的に利用しようと考えた。

すなわち飯場制度廃止の直前の段階の大正八年十二月の「鉦夫飯場組合」⁽¹⁰⁾の改革では、友子の山中委員（評議員という名称の）制度を鉦夫飯場組合の中に復活させ、一般鉦夫の発言力を保証した。飯場頭である組合長が握る会計にも一般鉦夫から選出された評議員が監査に当たることになった。そして従来鉦夫飯場組合で曖昧になっていた友子制度が明確に位置づけられるようになった。

大正九年三月の改革では、飯場制度が廃止されたので「鉦夫飯場組合」の飯場組合の性格がなくなり、鉦夫だけ

の組合である「鉦夫組合」に改組された。そして友子制度は、この鉦夫組合の中にしつかりと位置づけられた。そして鉦業所は、友子制度をより直接的に統制管理しようとしたのである。しかし世話役と呼ばれる中間管理職を頂点に置くこの「鉦夫組合」が、本来の労働組合であったわけではなく、労働組合が企業に従属してしまう「御用組合」と言うよりは、会社による労務管理の為の従業員団体⁽¹⁾と言った方がより正確であろう。

「鉦夫組合」のなかに包摂された足尾銅山の友子制度は、その後しばらく労働組合との対抗関係の中で展開していくことになる。では次に、飯場制度の改廃の過程で友子制度がどの様に変化していったかを分析しよう。

注

- (1) 大河内・松尾『日本労働組合物語』大正篇、あるいは渡部徹「友愛会の組織と実態」、京大『人文学報』第十八号、参照。
- (2) 詳しくは足尾銅山労働組合編『足尾銅山労働運動史』を参照。
- (3) 松葉鏗寿については、村上安正『足尾に生きたひとびと』、四〇頁以下参照。大山敷太郎『鉦業労働と親方制度』、二〇二頁以下、にも彼についての資料が引用されている。松葉が雑夫飯場の飯場頭であることはよく知られているが、彼が友子メンバーだったかどうか分かっていない。鉦夫出身ではなかったので友子には入っていなかったかもしれない。
- (4) 拙著『日本の伝統的労資関係』の第七章では、明治期の「友子の労働組合化」を分析した。
- (5) 詳しくは、大山敷太郎『鉦業労働と親方制度』、二〇二頁以下の分析を参照。
- (6) 同上書、二一九頁。
- (7) 左合藤三郎編『飯場制度関係資料』、二四八頁。
- (8) ところが大山敷太郎氏は、飯場制度の概念が曖昧なため、飯場制度の廃止と労務管理における古さとが区別できず、鉦業所がいつまでも飯場制度を温存したとみている。前掲書、二二二頁参照。
- (9) 左合編前掲書、一五六頁。

(10) なお明治四十年の「坑夫飯場組合」にたいし、大正八年の改革対象であった組合を「鉱夫飯場組合」と呼びたい。当局の資料もほぼそのようになっていた。

(11) 従業員団体の概念は、私の知る限り故左合藤二郎氏が初めて明らかにした。氏によれば、従業員団体は、単なる工場委員会や会社組合ではなく、企業内の労働者包括団体であり、労資協同団体であり、私流に言えば、日本的な企業内労務組織である。同氏「大正期三菱鉱業における従業員団体概要」、秀村選三先生御退官記念論文集『西南地域の史的展開』所収、四四九頁参照。

(2) 鉱夫飯場組合の改革と友子制度の回復

足尾銅山における大正八年の大争議は、飯場制度を窮地に追い込んだ。他方明治四十年暴動前の鉱夫労働組合運動の高揚が、友子を活気づけ、友子の飯場頭からの自立化を生み出したように、大正八年の大争議は、飯場組合の中に閉じ込められ、山中委員制度を廃止され、著しく萎縮させられた友子制度を再び自立的にし、友子制度を元の制度に回復させようとする動きを生み出した。

足尾銅山の鉱業所の資料は、経営者が大正八年三月の鉱夫労働組合の攻勢と大争議の発生に大きな驚きを示し、「大正八年秋騒擾ニ先ダチ之ガ改善ヲナシ」と述べ、飯場制度ひいては坑夫飯場組合のあり方を改善しなければならなかったことを吐露している。

資料は、大正八年十月に第一次改革、同九年三月に第二次改革を実施したと指摘している。⁽²⁾ この第一次改革は、「鉱夫飯場組合規約ノ改正」であった。そして第二次改革は、飯場制度の廃止を前提にした鉱夫飯場組合の「鉱夫組合」への改編であり、また鉱夫飯場組合下の友子制度の鉱夫組合下の友子制度への改編でもあった。ここでは、まず大正八年十月に鉱夫飯場組合がどのように改革されたか、それは友子制度にどのような変化を与えたかを検討

することにしよう。

鉱業所の資料は、鉱夫飯場組合規約の主な改革点を三点あげている。第一に「各飯場ヨリ二名宛ノ評議委員ヲ選出」させ、「評議委員会」を開き、鉱夫の利害問題を「審議」させる、第二に組合の会計を監査させる、第三に新たに理事会、評議委員会、監査を設け、「鉱夫一般の意志ヲ尊重シ、……其ノ意志ヲ鉱業所ニ伝達セシム」⁽³⁾。

結論を先に指摘するならば、この改革は、飯場制度を縮小し、萎縮され片肺化された友子制度を元の制度に復活させようとするものであった。では何故この時期に失われた友子制度の一部が復活させられたのであろうか。この点について鉱業所の担当職員は、「現在ノ諸般ノ状況ヨリ考フルニ鉱夫代表者ヨリ相談役ヲ入レサルトキハ納リガ付クマジ」⁽⁴⁾と述べ、鉱夫が友子の民主化・鉱夫代表の選出を要求している状況をよく示している。

この改革の実施された理由は、三つあると考えられる。一つは、友子を伝統的な形に戻すことによって、友子鉱夫の不満を解消することであった。この改革は同時に「飯場割」の廃止と言う飯場制度の大幅な改革と並行しており、鉱夫の飯場制度への不満を解消し労資関係の円満化を計ろうとしたことであった。

第二の理由は、そうする事によって、友子を労働組合から切り放し、企業内の従業員組織としての性格を強化し、労働組合の浸透を防ぐ防波堤にしようとした事にある。

第三の理由は、友子制度を存在させていた客観的な根拠がまだ多分に残っていたことも指摘しておかなければならない。⁽⁵⁾

かくして足尾銅山の友子は、大正八年以降労働組合の運動基盤としての方向と企業内化した反労働組合の従業員団体の二つの方向に一層分化していくことになる。友子鉱夫の有力者は、一方では労働組合の活動家になり、他方では企業内化した友子制度にとどまり、その活動家になっていった。次に、鉱夫飯場組合の改革を具体的にみるこ

とにしよう。

鉾夫飯場組合は、二つの側面をもっていた。一つは、各坑の組合の支部とも言うべき各飯場のレベルの組合、もう一つはそれらが統一して組織されている組合である。もっとも前者の部面は、明治四十年の飯場組合の設立の際には、あまりはつきりした規定を持っていなかった。

まず全体としての鉾夫飯場組合の規定をみてみよう。今ここに大正八年十二月に改正された「鉾夫飯場組合規約」⁽⁶⁾がある。これは、基本的な規定については明治四十年に提起された坑夫飯場組合規約と変わらない。すなわち改正後の鉾夫飯場組合の基本的性格は、組織的には、相変わらず鉾業所によって任命される飯場頭によって互選される組合長に統括される組織であった。また組合の目的の面でも第二條で規定しているように「各飯場ニ於ケル鉾夫ノ品性ノ向上、福祉ノ増進、就業ノ奨励、其他鉾夫ノ利害ニ関スル重要ナル事項ヲ攻究シ之ガ実行ニ努メ且鉾業所及其他ニ対シ飯場所屬鉾夫全部ヲ代表シ相互ノ意志ノ疎通ニ努ムル」ことであつた。

規約上で特に変わったのは、組合の具体的な活動を規定していることである。すなわち第三條は「本組合ハ常に左記事項ヲ実行ス」として、五つの事項を掲げている。

- 一、各飯場所屬鉾夫ヲ代表シ鉾業所ニ請願又ハ上申ヲ為ス。
- 二、鉾業所ノ達又ハ告示ヲ鉾夫ニ伝達ス。
- 三、飯場組合規約施行細則及飯場申合規約ヲ定メ各飯場ヲシテ之ヲ遵守セシム。
- 四、山中交際鉾夫ノ交際事務ヲ掌理ス。
- 五、……三飯場組合連合会ヲ開催シ重要案件ニツキ歩調ヲ一ニシ相互補佐ヲナス。

ここで注目すべきは、従来の規約⁽⁷⁾では、組合の目的、実行すべき事項に必ずしも友子の活動を明確に表現してい

なかつたが、改正規約では、「山中交際鉦夫の交際事務」を処理すべきであると明確に規定している点である。これは、明らかに鉦夫飯場組合の改正が、友子の活動を強調するようになったことを意味している。

改正は、役員制度の面で著しかった。すなわち第四條は、「左の役員」「組合長 一名／理事 若干名／評議員 若干名／相談役 四名／監査 三名／事務員 一名」を置くことと規定している。新たに理事と評議員と監査の役員が置かれるようになった訳である。理事は、第六條によれば、「各飯場頭役ヲ以テ之ニ充ツ」とあるように、飯場頭から選出され、かつ組合長を互選する(第五條)。

大きく変わったのは、「評議員」制度の導入である。第七條は「評議員ハ各飯場ニ於テ別表定ムル所ニ從イ鉦夫中ヨリ之ヲ選舉シ任期ヲ六カ月トシ再選ヲ妨グズ」と規定している。そして、第十一條は「組合長ハ毎月一回定時評議員会ヲ召集スルコトヲ得」と規定している。

この改革は、明らかに初めの「坑夫飯場組合」が廃止してしまつた友子の「山中委員」制度を復活したものと解せる。後の「鉦夫組合」の分析で示すように、飯場組合の中に押し込められた友子は、大争議の過程で自己主張を強め、山中委員制度の復活を強く要求したのである。

更に従来存在しなかつた「監査」制度を設け、第九條は「理事ヨリ一名評議員中ヨリ二名ヲ各別ニ互選」(任期六カ月)すると規定している。これも組合長の会計に対する鉦夫の監視を認めたものであり、友子の会計制度に戻つたことを意味する。

組合の財政の面でも友子制度の回復が明確である。すなわち第十二條は「本組合ノ経費ハ」「一、山中交際費ノ二、事務員給料及手当ノ三、諸雜費」とし、従前の規定と変わらないが、会費の徴収については改正規定が、「本組合ノ經常及臨時費ハ」「一、山中交際坑夫ノ人員ニ応ジテ毎月各飯場ノ拠出スル金額」(これは友子鉦夫飯場の場

合)と「二、各飯場所属人員ニ応シ毎月抛出スル金額」(これは非友子飯場の場合)の二通りに分けている。改正規約では、明らかに友子の会員数に応じて会費を徴収すると明記されている。もちろん鉢夫飯場組合は、友子鉢夫と非友子鉢夫がともに加盟し、友子鉢夫は独自の飯場を構成し、自ら非友子鉢夫と区別して生活していたのである。改正規約は、これをはっきり明記した点に意味がある。

さて次に、改正後の飯場レベルでの組合について見てみよう。既に見たように、明治四十年に坑夫飯場組合が設立された時には、細則として「坑夫組合申合規約」しかなかった。しかし改正後には改正前の「坑夫組合申合規約」が二つに分裂して、二通りの細則が作られた。「鉢夫飯場組合規約施行規則」と「鉢夫飯場申合規約」である。前者は、鉢夫飯場組合全体の活動についての細則規定であり、後者は、鉢夫飯場組合の単位組織となっている飯場内での活動についての細則規定である。両者は、同一の側面と異なった側面をもっている。

まず大正八年の「鉢夫飯場組合規約施行細則」⁽⁸⁾と改正前の「坑夫飯場申合規約」を比較してみよう。改正規約によって坑夫飯場組合の中の友子制度がどのように変化したかがよくわかる。

第一の変化は、改正前にあった第四条の「飯場割」、「坑夫一人二付一円」の規定と第五条の「飯場割ハ左ノ諸費ニ充ツ」と言う飯場割の用途規定が改正規約には無くなっている事である。その代わり後者には第三十三條に「組合費トシテ山中交際坑夫ハ一人ニツキ毎月金十錢ヲ抛出スル」と規定している。この十錢はあくまで組合全体として行う「山中交際」のための費用であり、飯場交際のための費用を含んでいない。そして第三十四條は、相変わらず所有者「不明」の引入「鉱石」が組合の収入になると規定している。この規定は、明治四十年以前の友子規約の規定と同じである。⁽⁹⁾

改正によって友子の会費と飯場の経費の一部を合わせた「飯場割」が無くなったことは、飯場の機能に係わる経

費が抹殺され、逆に友子の機能とそれに係わる経費だけが残ったと言ふ事なのである。

第二の変化は、友子の活動についての規定が、改正前の規約では大雑把であったのに、改正規約では非常に詳しく規定されていることである。これは、明治四十年の坑夫飯場組合の設立によって友子制度が飯場制度の中に閉じ込められ、組織的にも機能的にも縮小されたのに対し、改正後は、飯場制度が後退して友子制度が公然と復活したことを意味する。

ちなみに大正八年の「鉱夫飯場組合施行細則」では、第四條から十八條までが奉願帳、寄付帳についての規定であり、その内第十三條は、交際鉱夫死亡時の会葬規定であり、第十七條は浪人への「附合料」年一回限りの贈与規定である。第十九條から二十九條は、主に取立制度について規定している。この点は後に再論する。

この「細則」で注目されるのは、この規定が友子鉱夫に限っての規定であることを強調していることである。第四條は「奉願帳又ハ寄付帳ハ交際坑夫ニ対シテノミ作成スル」と規定している。第十七條は、「村方坑夫」には浪人附合料を贈与しないと規定している。このことさらに規定は、鉱夫飯場組合の中で友子機能が友子以外の鉱夫、通常村方と呼ばれる鉱夫にまで拡大した傾向に歯止めをかけ、友子を純化しようとしている事を意味している。

次に改正後の「鉱夫飯場申合規約¹⁰」と改正前の「坑夫飯場申合規約」と比較して見よう。この規定は、飯場内の友子の活動を規定したものであるが、改正前には、飯場内の友子の活動は、制限されていたため、規約上では余り明確ではなかった。

ところが改正後の規定では、飯場内での友子の活動について規定がより明確になっている。すなわち第一に、改正後の「申合規約」は、第二條で「鉱夫ノ拠出スル交際金ハ一人毎月金四十錢トス」と規定している。すでに指摘したように、改正前には友子会費と飯場経費の合計されたものであった「飯場割」が一円と規定されていた。また

この「交際金」は、飯場内交際を意味していることを忘れてはいけない。

第二に、改正規約では、第三條は、「飯場交際金」は「イ、祝儀（出産、取立、入筈）／ロ、香典（本人又ハ家族死亡ノ場合）／ハ、餞別／ニ、傷病者見舞金／ホ、飯場事務所用雜費」のような「飯場交際」に使用せよと規定している。これらの経費は、友子が、飯場内で活動する時の費用に他ならない。そして第四條は、具体的に交際金の支出を規定している。すなわち取立、出産の祝儀、香典、餞別、傷病者への見舞金、奉願帳などの金額を規定している。

言うまでもなく、これらの規定は友子の活動を示しているのであって、それ以外ではない。特に注目されるのは、第一條が、「本飯場所屬鉦夫ハ別交際ヲ廃止シ、本規約ニヨリ相互共済スルモノトス」と述べ、別交際すなわち各飯場独特の交際を止め、各飯場共通の規定を持つべきであるとしている。

以上のように、鉦業所は、大正八年の改正で明らかに飯場制度を犠牲にして鉦夫の不満を解消し、その代わり友子制度を救済し復活して鉦夫の主張を取り入れる制度を強化し、全体として鉦夫の意志疎通を円滑にし、鉦夫の合理的統括を計ろうとした事が分かる。

注

- (1) 「大正十年度足尾使用人問題調」、左合藤三郎編『飯場制度関係資料』、二四七頁。
- (2) 同上書、二四七―八頁。
- (3) 同上書、二四七頁。
- (4) 同上書、一七二頁。
- (5) この点については、友子制度の消滅の節で検討したい。
- (6) 左合編『飯場制度関係資料』、二二七頁以下。全文は旧規約と比べ全体として書き改められている。

- (7) 同上書、六六頁、「本山坑夫飯場組合規程」第六條参照。
- (8) 同上書、二四一頁以下参照。
- (9) 本稿一の三を参照。
- (10) 左台編前掲書、一七四頁以下参照。

(3) 飯場制度の廃止と「鉱夫組合」下の友子制度の展開

鉱業所は、労働組合との約束もあり、また自らその必要を感じて大正九年三月に飯場制度を廃止した。飯場制度の廃止は、鉱夫飯場組合を無意味化した。鉱業所は、飯場制度の廃止に対応させて、鉱夫飯場組合を別の組織に再編成しなければならなかった。鉱業所は、この段階に及んでも、友子の存在に着目し、友子制度を廃止することなく、飯場制度に代わって、友子の自治性を前面に出して、鉱夫の自主性を掘り起こすように、「鉱夫飯場組合」を「鉱夫組合」に改編した。

たびたび引用した「足尾使用人問題調」(大正十年度)と言う鉱業所の資料は、⁽¹⁾ 鉱夫飯場組合に代わって鉱夫組合を組織したと述べ、「鉱夫組合」の内容を詳しく伝えている。鉱夫組合は、「採鉱夫組合」と「用度課職夫組及組合」の二種が設立されたが、友子に関連するのは、前者であった。ここでは採鉱夫組合だけを問題にしたい。

鉱夫組合は、従来通り三つの側面から構成されていた。まず第一の側面である「鉱夫組」⁽²⁾の問題から分析したい。かつての飯場は「組」となり、飯場の単位組織は、「鉱夫組」と呼ばれた。資料は、「鉱夫組ハ鉱夫組合ノ一単位ニシテ鉱夫ノ自治的自助団体ナリ」、⁽³⁾ 鉱夫はこの組に属し、世話役の「監督取締」をうけたと指摘している。そして組の目的を次のように指摘している。

「現時ノ組ハ從來ノ飯場ト觀念ニ於テ何等異ナル処ナク、其目的トスル所ハ組員ノ一致共同・相互ノ親睦ヲ敦クシ、公私両生活ノ円満ナル発達ヲ図リ、福祉を増進シ、作業ヲ奨励シ、以テ産業ノ発達ト日常生活ノ向上トヲ企図スルニアリ。」

鉱夫組合の目的は、明らかに労働組合のように専ら労働条件の改善を雇用主に要求することではなく、友子が掲げ、飯場が掲げた鉱夫の一致共同、親睦、相互扶助、福祉増進、作業奨励である。特に作業奨励、「能率ヲ増進」するなどは、経営者の意図と一致しており、友子の職業倫理と飯場の任務の一つでもあった。この点が、鉱夫組合は飯場の機能を引継ぎ、友子の機能を内包した鉱夫の労務統括組織だ、とわれわれが指摘する所謂である。

しかしだからと言って、友子は、全く労務組織に転化してしまつたと主張することは妥当ではない。⁽³⁾友子は、友子の独自性のある程度維持していたからである。ここに友子と言う伝統的な同職組合の根強い生命力があった。この点は、次項で検討したい。

鉱夫組合の会費についてみると、「組員ハ組及組合ノ経費及交際費ニ充ツル為毎月抛金スル」、それは「三十銭乃至五十銭」であると記されている。

ここでは、暴動前から三重取りされていた友子の会費・交際費が一括されて徴収されるようになっていた。

組の役員については、「組ニハ世話役一名、組委員若干名、組総代二名ヲ置ク」と指摘している。「世話役ハ人望・力量アル者ヨリ鉱業所之レヲ選任ス」とあり、鉱夫飯場組合のパターンは崩されていない。「委員ハ組員大凡十五名に付キ一名ノ割合ヲ以テ……選挙」し、選挙資格者は、満六ヶ月以上勤務の十八歳以上の男子「組合員」である。委員の被選挙資格は、勤続二年以上の二十五歳以上の男子である。やや厳しい規定だが、委員厳選の意図が窺える。二名の組総代は、この委員から「互選」されることになっていた。

組の組織は、世話役のもとに委員会が置かれている。世話役は、「組ノ代表者」として組の目的を果たし、また「毎月一回以上委員会ヲ招集」し「議長」として組内の「事柄ヲ相談」する。委員会は、「一、総代ヲ選挙シ、二、会計ヲ監査シ、三、本組ノ重要事項ニ関シテ世話役ヲ補佐シテ相談シ又ハ取極メヲナス」。委員の任期は、当初六ヶ月であったが、大正十一年頃から一年になった。この仕組は、女子の山中委員制と同じである。鉦夫組は、本山、小滝、通洞の三つの坑で各々一つの「鉦夫組合」を組織していた。これが本来の組合であり、組は、いわば組合の支部であった。しかし女子は、二つの組織レベルでそれぞれ特異な活動を行っていたので、注意を要する。

各坑の組合は、それぞれ組合規約を作り、組の目的とされたものと同じ目的に従った活動を行った。組合の役員は、「組合長一名、評議員若干名、相談役四名、監査三名、及事務員若干名」であり、事務員が複数になっていることを除けば、従来の鉦夫飯場組合の役員構成と全く同じである。

役員を選出についても鉦夫飯場組合の場合と同じである。すなわち「組合長ハ評議員会ニ於テ鉦夫組世話役タル評議員中ヨリ之ヲ選挙」した。任期は一年であった。評議員会は、「所属鉦夫組世話役並ビニ総代ヲ以テ之ニ充てると規定されている。ここで女子の山中委員の制度を引き継いだ鉦夫飯場組合の代議制が維持されていることがわかる。

相談役も評議員から選ばれたが、資料の説明では、世話役から何人選ばれるのか明かではない。監査も評議員から選ばれたが、世話役から一人、総代から二人であった。

役員の任務は、「組合長ハ本組合ヲ代表シ、事務ヲ掌握シ、評議員会ニ於テ議長トナリ、其ノ決議ヲ実行スル」、「評議員ハ評議員会ニ於テ重要事項ヲ審議決定スル」、「相談役ハ常務執行ニ付組合長ヲ補佐」する、「監査ハ組合ノ会計ヲ監査スル」と規定されている。

評議員会は、「毎月一回以上開催シ各自腹藏ナク意見ヲ交換シテ相互ノ了解ヲ計」り、「評議員定数三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ臨時評議員会ヲ開」き、「鉱業所員ハ評議員会ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得」とある。全山のな問題は「鉱夫組合連合会」に付託された。

次に連合会についてみると、本山、小滝、通洞の三組合が連合会を組織し、毎月一回会議を開催し、「全山採鉱夫ノ共通ノ利害ヲ有スル重要事項ニ付組合共同シテ相攻究シ之ガ実施ニ務メ、且ツ組合相互間並ニ組合ト鉱業所トノ意志ノ疎通ヲ図ル」と記している。

組織の基本構造は、鉱夫飯場組合と全く同じである。但し鉱夫飯場組合の規約では、鉱業所員の評議員会への出席についての規定はなかったが、改正後は、彼らの出席を認めた。この意味するところは、鉱業所の干渉の強化である。

以上のように、「鉱夫組合」は、鉱夫の意見を汲み上げる意志疎通機関としては、友子の民主的な伝統を引継ぎ、一応民主的な形をとっていることが注目される。

例えば、三井鉱山庶務課長の「足尾労働視察報告」（大正十年六月）は、「足尾ノ組合ノ最高機関タル評議員ノ一半ハ、純然タル鉱夫ノ複選ニカカリ、……我社ノ共愛組合ヨリモ遙カニ平民的」と指摘している。さてこの様な「鉱夫組合」のもので友子制度は、如何に編成されたのであろうか。先の資料は、「鉱夫組合」における友子の活動を「鉱夫交際」⁵⁾として詳しく紹介している。すなわち「採坑課所屬鉱夫ハ組規約ニ基キ組員相互間ノ親睦ト救済ヲ図リツツアルト同時ニ、他方ニ於テハ鉱夫間在来ノ習慣ニ抛リ所謂友子救済ヲ為シツツアリ」とはっきり指摘している。

鉱夫組合の会費は、既に指摘したが「三十銭乃至五十銭」と曖昧だったのは、二通りあったからである。すなわ

ち、組員は、「非交際鉱夫」と「交際鉱夫」に分かれ、会費は、前者が四十銭、後者は五十銭であった。

資料によれば、「交際鉱夫トハ組交際以外ニ山中交際(友子交際)ヲモ兼行フ者」であり、「非交際鉱夫トハ組交際ニ止」まると指摘している。友子鉱夫は、十銭だけ余計に支払っているが、その十銭の内訳は「參銭乃至四銭ハ組合費、七銭乃至六銭ハ救恤費」である。ここではっきりしている事は、鉱夫組合の中に友子組合があったということである。友子制度は鉱夫組合の中に変則的にしろ明確に存在していたと言うのが私の見解である。

しかし誤解のないように次の点を指摘しておかなければならない。ここで友子以外の「組交際」と言うのは、実は本来友子の交際だったのであり、友子の飯場内での交際が非友子の飯場内の交際として波及したものである。であるから、鉱夫交際の中で友子交際の部分は、その一部、会費の割合で言えば五十銭分の十銭であると言ふ訳ではない。むしろ話は逆である。つまり非友子鉱夫は、友子が飯場組合に包摂されてから飯場内または鉱夫組合になつてからは組内部で、友子と同じように扱われるようになったのである。しかし彼らは、山中交際すなわち組の枠を超えた友子の交際には参加出来なかつたのである。もし取立をせずに鉱夫を友子として扱うようなことがあれば、全国各地の鉱山の友子から糾弾されたであろう。ただし飯場内や組内だけで友子の真似ごとをやっても他の鉱山になんの影響も無かつたから非難される事もなかつた。友子と言うものはそう言うものであつた。

では具体的に「鉱夫交際」とはどの様なものであつたか。まず會計的に見てみると、「組合交際金」すなわち会費は「交際費(祝儀、香典、餞別、及傷病者見舞金)及組事務所用雑費(木炭、提灯、蠟燭、豊及障子張替、其他の諸雑費)」に使用するとある。ここでも問題は、基本は友子の活動費と非友子鉱夫を含んだ鉱夫組合の會計が混然一体となつてゐることである。もっとも小滝坑の「鉱夫組合ハ組合員全部交際鉱夫」だったので一種類の帳簿で良かつたのであり、本山、通洞の二坑の組合は、「採鉱夫組合及交際坑夫組合」の二重の帳簿が必要であつた。

資料は、本来の友子の山中交際と非友子の交際について次のように指摘している。

「山中交際ハ前記鉦夫交際干係ヲ組織シ、所謂友子間ノ相互救済ヲナスモノナリ。之レ數百年來ノ歴史ヲ有スル鉦夫独特ノ美風ナリ。從來山中交際ヲ為スモノハ友子交際ニ加盟セル坑夫、即チ坑夫ニ取立ラレタル者ノミナリシガ、當今ニ於テハ必ズシモ取立坑夫ニ非ズト雖モ之ニ加入スルコトヲ得、即チ數年前ヨリ小滝ニ於テハ組所属鉦夫全部ヲ（選鉦組所属ヲ除ク）加入セシメントシツツアリ」

この指摘が事実であるとすれば、本山、通洞の両坑では、友子だけの交際が維持され、小滝坑では、友子制度からみれば不当にも友子の交際が非友子の採鉦夫にまで拡大されていたと言ふことになる。小滝坑では、古典的な友子組織が原理的に崩れ、変型化を一層強めていたことになる。

鉦夫交際の事務は、「採鉦夫組合ニ於テ便宜之ヲ取扱ヒ、交際坑夫事務所ニ於テ取扱ヒツツアリ」とある。この曖昧な表現の真意は、「十數年間鉦夫交際ニ関スル事務ハ鉦夫組合事務所ニ於テ取扱ヒツツアリシナリ。然ルニ今回之ヲ鉦夫自身ノ手ニ移サントシテ一部ノ者ガ該問題ヲ惹起セリ」と言うことのものである。

この指摘によれば、従来の「山中箱元」のような交際事務所を復活しつつあり、それは、友子の中に従来の友子に純化していこうとする勢力が根強く存在していたことを証明している。事実この時期になって、鉦夫交際所の用語の復活がみられる。⁽⁶⁾

山中交際として何を行ったかは、これまでの分析で自明であろう。資料は次のように指摘している。

「一、奉願帳及寄付帳作成ヲ許可シ、之ニ対シ交際金ヲ給與スルコト。

二、死亡者ニ対シ相当ノ処置ヲナスコト。

三、浪人附合ヲ為スコト。

四、鉾夫ノ取立を行フコト。

五、面附持参者ノ附合ヲ為コト。

六、出世免状ヲ下附スルコト。

ここでは、山中交際とは、第一に、友子の伝統的な機能の一つである鉾夫の取立、免状の附與、その際その他坑への下面附回覧(下面附持参鉾夫を歓待する附合)であり、第二に、鉾山を尋ねる鉾夫へ「二十錢」の附合料の給与、いわゆる一宿一飯の供応であり、第三に、相互扶助のうち、奉願帳・寄付帳への寄付、死亡者への見舞金(香典)などの給与である。

ここで友子の活動として欠けているのは、「組交際」として「山中交際」から除外されている一連の活動である。「組申合規約」で細かに規定されているはずだが、残念ながらその規約が見あたらない。しかし先の資料が簡単に指摘しているように、友子の組交際は、「非交際鉾夫」にも付与される「祝儀、香典、饞別、及傷病者見舞金」などの共済活動である。

これらの活動は、元々友子の共済活動の中心であったが、恐らく友子が飯場組合と癒着してからであろうが、飯場を超えて行つた活動の山中交際から区別されて、飯場内交際としてあたかも友子の活動ではないもののように扱われるようになってしまった。もっとも飯場交際は、友子鉾夫が飯場内なり組内で行う限りで友子の活動には違いないのであるが、組内に非友子鉾夫を含めるようになれば、友子の組織原理の希釈化であり、友子制度の著しい変容である。

以上のように「鉾夫組合」は、鉾業所によって組織された特殊な従業員団体であり、労務管理の円滑化を計るための意志疎通機関である。しかしそれは、同時に本来自立的で自治的な友子制度を内包しており、実態としては、

企業内化され、自立性と独自性を失いつつある友子の組合でもあり、その限りで典型的な古典的な友子と比べて極めて変型的な友子の組合であった、と言わなければならない。

そして鉱夫飯場組合下の友子と鉱夫組合下の友子とを比較してみると、皮肉にも、鉱夫組合下の友子のほうがより友子的になろうとしているように思われる。それは、鉱業所が、飯場頭の統括力への依存をやめ、飯場のものを捨てて、友子的な自主性を尊重して、鉱夫の統括を強化しようとしたからであった。そのような鉱業所の政策はまた、労働組合の浸透を阻止するための鉱夫への大幅な譲歩でもあったのであり、そうした譲歩こそ足尾銅山における近代的な労務管理の形成でありえたのである。

友子を巡る労資の攻防と言う視点から見れば、足尾銅山の友子は、基本的には、鉱業所に企業内化され、従属的となり、友子本来の自立性、自治性を喪失していったと言わなければならない。それは、労働組合の側から見れば、足尾銅山の友子は、労働組合化の傾向を示しつつも、全体として結局労働組合に成長転化しきれなかった、と言うことである。その理由は、友子の労働組合への成長転化の客観的な可能性が存在しなかったからではなく、友子を労働組合に体制的に転化させる労働組合勢力の能力が不足していたからであり、社会運動指導者たちの指導力が不足していたからであった。⁽⁷⁾

次にわれわれは、大正九年の不況以降、鉱山労働市場の悪化と採鉱部面の合理化の過程で、友子の存在基盤の喪失とともに、友子が消滅していく過程を見ることにしたい。

注

(1) 左合藤三郎編『飯場制度関係資料』、一四七頁以下。

(2) 同上書、二四八頁以下の「採鉱夫組合」を参照。

- (3) この点については友子の研究について論じた拙著『日本の伝統的労資関係』の序章を参照されたい。
- (4) 左合編前掲書、二六四頁。
- (5) 従来足尾銅山の「鉾夫組合」論では、この点の認識が曖昧であった。例えば大山敷太郎氏には、私のような問題意識は一片もない。
- (6) 足尾銅山の「大正十四年坑不取立免状」（足尾町生沼勤氏蔵）を見ると、それ以前のものにはみられなかった「本山中交際会」とか「通洞山中箱元」とかの署名が復活していることがわかる。
- (7) この点については、近々発表を予定している「大正期における友子の労働組合化」についての論考で詳しく論じたい。

四 足尾銅山における友子制度の消滅

「鉾夫組合」の中に存続した足尾銅山の友子制度は、大正九年の改革以降どのように変化し、消滅していったのであろうか。この点に関しては、殆ど資料を欠いており、詳しい分析が出来ない。しかし若干の資料と一般的な状況証拠の分析によれば、足尾銅山の友子制度は、次の様な過程を経て消滅していった、と指摘することが出来る。

明治三十五年頃までに十分に確立をみた足尾銅山の友子制度は、その後更に発展したが、四十年の大暴動を契機に企業内化され、鉾山経営者の支配を受けつつ、坑夫飯場組合、鉾夫組合の中で、変容し変型されながら存続した。しかしこの変型友子は、大正九年の大不況を契機に急速に存在基盤を失って行き、本来的な同職組合としての友子の本質を失い、形骸化して行き、昭和十五年頃に消滅したと。

一般的に見て、鉾山の近代化は、第一次世界大戦による未曾有の鉾山ブームの後の大不況を契機に進展し、これまで友子制度を必要としていた条件を急激に喪失させた。⁽¹⁾ すなわち、第一に、採鉾部門における近代化、採鉾様式

の大型化、計画化、それに伴う切羽部面の運搬の軌道化、機械化、そして削岩機械の導入、普及は、旧型の手労働の熟練を解体し、採鉱夫（親分）と手子・運搬夫（子分）の徒弟制度からなる友子制度による熟練鉱夫の養成機能を不要化した。逆にこれによって、鉱業所は、友子に頼ることなく、独自の労務管理のラインに基づいて新型の熟練鉱夫を養成することが出来るようになった。

足尾銅山について見てもこの事は確認できる。例えば村上安正氏の分析しているように、旧型熟練を解体した機械掘は、不況後急速に確立し支配的となっていた。すなわち第1表のように、足尾銅山の主力鉱床である河鹿の採鉱に際しては、機械化率（機械掘／総採掘工数）は、大正七年には四・九％にすぎなかったが、同九年の一一・一％を経て、同十一年一八・八％、同十三年五一・六％、昭和元年には六八・七％となった。

採鉱の機械化は新しい熟練鉱夫を形成するが、彼らは、友子の取立制度の中で養成されるよりは、鉱業所の近代的な労務管理の下での鉱夫養成システムの中で養成されるようになった。初等教育の普及を前提に、大正初期から鉱業所が独自に展開した一般鉱夫養成のための「坑夫養成寮」、大正五年から始まった上級鉱夫で下級管理者の養成を目指した「工手教習所」、大正二年に開設された下級職員の養成を図った「実業学校」などは、従来友子に頼っていた鉱夫養成を不要にしてしまったのである。

第二に、大不況以後、鉱山における労働力需要、特に従来慢性的に不足気味だった熟練鉱夫の需要が急激に縮小したため、従来とかく友子制度を通じて行われてきた鉱夫の移動や募集が、不要になった。そのため友子の存在意義は急速に失われた。

足尾銅山について見ても全く同様である。足尾銅山の鉱夫数は、第2表のように、大正六、七年以降急減した。当時一万人以上いた鉱夫は大正末期から昭和期には三・七万人ほどになり、ほぼ三分の一になった。採鉱の合理化

第1表 足尾銅山(河鹿)における機械化率

| | % | | % |
|------|------|-------|------|
| 大正7年 | 4.9 | 大正12年 | 30.0 |
| 8年 | 9.0 | 13年 | 51.6 |
| 9年 | 11.1 | 14年 | 64.6 |
| 10年 | 11.6 | 昭和2年 | 68.7 |
| 11年 | 18.8 | | |

注) 村上安正『鉱業論集』Ⅱ, 24頁より。
 機械化とは、手掘りに対してさつ岩機の使用率のことであり、機械化率とは、機械掘／総採掘工数の%である。

第2表 足尾銅山の鉱夫数の推移

| | 鉱夫数 | | 鉱夫数 |
|-------|--------|-------|-------|
| 明治10年 | 215 | 大正13年 | 3,610 |
| 20年 | 6,781 | 14年 | 3,701 |
| 23年 | 18,535 | 昭和元年 | 3,746 |
| 30年 | 7,281 | 2年 | 3,789 |
| 35年 | 9,964 | 3年 | 3,742 |
| 40年 | 10,515 | 4年 | 3,755 |
| 大正元年 | 11,277 | 5年 | 3,952 |
| 6年 | 11,241 | 6年 | 3,930 |
| 7年 | 10,623 | 7年 | 3,824 |
| 8年 | 9,950 | 8年 | 3,811 |
| 9年 | 6,682 | 9年 | 4,158 |
| 10年 | 4,696 | 10年 | 4,687 |
| 11年 | 3,730 | | |

村上安正『鉱業論集』Ⅱ, 95頁より。

對抗上独自の共済組合や福利厚生策をほどこすようになった。また鉱夫保護の労働政策も展開され、普及するようになった。そのため、従来鉱夫の病傷の救済、その他死亡時の扶助などを独占的に行ってきた友子の共済活動の役割は、著しく軽減した。

足尾銅山についてみれば、

により採鉱夫の減少は、更に著しい。例えば採鉱夫は大正五年に三、〇八二人だったが、昭和元年には三、五四人に激減し、八分の一以下になった。これで友子の中心であった採鉱夫の比重が小さくなり、旧型の熟練鉱夫の需要が減退したことがわかる。ちなみに大正八年に二、二九〇人を雇用した足尾銅山は、同九年には一八一人、同十年には六人、同十一年には上期だけで三人を新たに雇用了にすぎない。こうした傾向は以後続いた。もはや友子制度(一宿一飯)による鉱夫の移動や友子のルートによる鉱夫募集は、全く意味を失ってしまった。

第三に、大正期の初めから勃興した鉱夫労働組合運動は、鉱山経営者に鉱夫の待遇改善を迫ったが、鉱山側は、

ば、明治三十二年に会社により設立された共済組合の共救義会は、当初飯場制度の下にあった採鉱夫を任意加盟にしており、友子鉱夫の参加をみなかった。しかしその後、それは普及し、大正六年には、在籍鉱夫一一、二四一人（採鉱夫二、九九九人）に対し会員一〇、三六七人を擁し、採鉱夫もかなり参加していたことがわかる。⁽⁵⁾また大正五年に制定された鉱夫労役扶助規則の浸透・普及も無視できない。大正十五年の健康保険法の施行も重要であった。これらは、かつていわば独占的に鉱夫の扶助を行ってきた友子の共済制度の意義を軽減することになった。

第四に、前項の条件を前提にして、かつて友子もっていた労働、生活のための自治機能、自主的秩序維持の機能は、希薄となり、代わって鉱山経営者は、自らの労務管理システムを通じて、鉱夫を支配、管理することが出来るようになった。

足尾銅山について言えば、新しい鉱夫の養成は、友子に加入しない鉱夫を可能にした。しかし友子を擁する飯場制度の存在は、採鉱夫の友子非加盟を抑制してきた。大正九年の飯場制度の廃止、代わって世話方制度の導入は、友子を利用し友子と癒着した飯場の労務管理を放棄し、企業の直接的な労務管理体制を強化した。

足尾銅山の労務管理の近代化を促進したのは、足尾における労働組合運動の高揚であった。飯場制度の廃止も友子の企業内化も、労働組合の圧力が主因であった。鉱業所は、大正八年の争議の翌年に人事課を新設し、詳細な「人事執務規定」を制定した。⁽⁶⁾ここではその分析を省くが、これは、足尾銅山における近代的労務管理体制の確立を示している。

この体制は、しかし友子の全面否定を意味しなかった事も事実である。「鉱夫組合」の中の友子制度は、なお鉱夫の管理上まだ幾分かの存在意義を失わなかった。大正八年から昭和三年頃まで足尾銅山には、労働組合運動は存在したし、また運動の発展の可能性が残っていた。その限りで、労働組合の防波堤としての友子の役割は、皆無で

はなかったのである。

鉱業所は、労働組合に対抗するために、「鉱夫組合」を利用するだけでなく、これと別途に反労働組合のための組織をつくった。すなわち、大正十四年に設立された小滝坑の「共愛鑛友会」、通洞坑の「労愛会」、本山坑の「大日本労働革新会」⁽⁷⁾などがそれである。

例えば、小滝坑の「共愛鑛友会」は、次のような「綱領」を掲げている。

- 「一、危険思想ヲ排斥シテ団体ヲ擁護スルコト。
- 一、精神教育ヲ普及シテ生活ヲ向上セシムルコト。
- 一、会員ノ交際ヲ重ンジ相互ノ救済ヲナスコト。
- 一、会員ハ一致協同シテ鉱業所ト意志ノ疎通ヲ計ルコト。」⁽⁸⁾

この綱領から、この団体が何を目指したかは容易にわかる。この組織の運動は、独自に反労働組合、労資の意志疎通の円滑化、労資一致・協力、鉱夫の精神修養を目指すことによって、友子が負わされてきた同様の役割を軽減することになった。

この様な団体は、昭和三年に足尾銅山精神団体連合会に統合され、大正十四年に統合された「鉱夫組合」の総連合会とともに、昭和十四年に設立された「足尾銅山鉱業報国会」に統合されていった。⁽⁹⁾この過程は、企業内化された友子の役割を無意味化する過程であった。

以上のように、足尾銅山における友子制度は、大正九年の改革以降急速に本来の友子の機能を失っていった。しかし伝統的な友子の生命力は、容易に消滅した訳ではなかった。友子の活動を示す二、三の資料がある。

例えば、友子制度の基本的な活動である取立式は、確実に継続されていた。今私の手元に大正十四年の取立免状

がある⁽¹⁰⁾。その書き込みから、小滝坑の「鉦夫組合」の友子が行ったものであることがわかる。自友子に五十八名、渡友子に十九名が取り立てられ、式には本山坑の「山中交際会」と「通洞坑」の「山中箱元」の隣山立会人が参加した。この隣山の立会名称は、友子組織の存在を強調している。

また昭和九年の取立免状も残されている⁽¹¹⁾。免状の書き込みから、取立式は、小滝坑の「鉦夫組合」によって行われたものであることがわかる。しかし隣山立会の署名は、本山坑、通洞坑ともに「鉦夫組合事務所」とあり、「交際会」、「山中箱元」のような名称の署名はここでは無くなっている。ここでは、自友子に三十一名、渡友子に十五名が取り立てられた。

昭和十四年の「鉦夫組合会議録」によれば、この年の六月に取立式の執行が決議されたと言⁽¹²⁾う。そして取立式は、これを最後に行われなくなった、と足尾では言われている。

しかし取立式が残ったと言っても、それがただちに、熟練鉦夫養成の徒弟制度としての取立制度が残っていたと理解することできない。すでに指摘したように、友子の熟練鉦夫養成機能は、低下してきたのであり、それに逆比例して取立制度は、形骸化してきたと理解しなければならぬであろう。もはや取立式は、同職組合への加入儀式的色彩が薄れ、伝統的な鉦夫の親睦団体、共済的な仲間組合への単なる加入式の側面が強まった、と言わなければならない。

とはいえ、友子の伝統的な組織としての生命力は、なかなか旺盛であったことも事実である。例えば、大正十四年の「本山中議員会議規約」が残されているが、これは、明治四十年に廃止され、大正八年に「鉦夫組合」の中に「評議委員」として復活した「山中委員」の名称が、「山中議員」に変更され、かつ、友子鉦夫の要求で「山中委員」の会議規定が改めて作られた事を意味しているように思われる。

ちなみに、この第一條は、「各組ヨリ二名宛選出シタル議員ヲ以テ組織ス」と規定しており、これらの議員は、「鉱夫組合」内の「評議委員」を指していることがわかる。第二條は、本会は「一致共同相互ノ親睦ヲ敦クシ、共済、慰安、衛生、風紀維持、其ノ他会員ノ福利増進等ニ関スル重要ナル事項ヲ攻究シ、之レガ実行ヲ図ルヲ以テ目的トス」とし、ほぼ「鉱夫組合」の目的と同じ目的を規定している。そして第三條は、本会は第二條の「目的ヲ達スルニ必要ナル事項ノ外、山中交際ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理スルモノトス」と規定している。

問題は、この会議が、議長を互選していることである。この点は、「鉱夫組合」の評議委員会が、鉱業所の任命になる組長の互選になる組合長を議長とするのと根本的に異なる。これは、私見では、大正十四年に「鉱夫組合」の中に、友子鉱夫から選出される「山中議員」が互選する議長をいただく「山中議員会」が設立されたことを意味する。細かなことはわからないにしろ、こうした事実は、足尾銅山の友子が、企業内化され、鉱業所の支配を強められつつも、なお友子本来の姿に戻ろうと試みていること示していると言えよう。

また大正十四年に「鉱夫組合」で「従来ハ稍々奉願帳濫発ノ嫌アリヲ以テ」、「時代ニ順応シ奉願帳ヲ廃止」する事が提案されたが、種々議論された後に「多数意見ヲ以テ、現状維持トナリ、原案否決⁽⁴⁾」となった。これなどは、友子鉱夫が、伝統を守って友子の機能を失うまいとする強い意識を示している。

足尾銅山では、昭和十五年頃に友子は、興味深い長い歴史を終えて消滅した。しかし他の鉱山では、友子の解体は様々な過程をへた。足尾銅山のように産業報国会の設立によって、友子が消滅するケースを一つの典型とすれば、戦時中に冬眠していて戦後復活して長らく存続した友子もある。これらについては、また別途に検討する機会をもちたい。

以上、足尾銅山における友子制度の変遷を見てきたわけであるが、この分析結果は、友子制度は時代によって大

大きく変化してきたのであり、その内容は一樣ではなかった、と言うことである。足尾銅山の友子は、典型的な同職組合としては、明治三十年代末までであって、明治四十年からは企業内化された変型的な友子であった。そして大正九年以降の不況と採鉱の合理化の進展の中で、この変型友子は、友子の本質を失い共済機能と親睦機能の強い団体に形骸化してしまつたのである。なお足尾銅山におけるように直接企業内化されなかつた友子も他の鉱山では多数存在したが、足尾の友子同様に、友子の本質を失つて、形骸化していったことは言うまでもない。

なお、本稿の作成には、一九九一年度の法政大学研究助成金の支給を受けたことを付記しておく。

注

- (1) 一般的な友子制度の解体過程については、別の機会に詳しく検討したい。従つて、ここでは友子制度の存立基盤の喪失についての具体的な分析は省いた。
- (2) 村上安正『鉱業論集』Ⅱ、三八頁以下参照。また武田晴人『日本産銅史』、二七二頁。
- (3) 左台藤三郎編『古河鉱業・使用人一般状況』、一六三頁以下参照。
- (4) 村上前掲書、六〇頁。
- (5) 左台前掲書、二二三頁。
- (6) 左台藤三郎編『飯場制度関係資料』、二〇二頁以下。
- (7) 『足尾銅山労働運動史』、一六七頁。
- (8) 左台編『飯場制度関係資料』二六六頁以下参照。
- (9) 『足尾銅山労働運動史』、一六七頁。
- (10) 足尾町生沼勤氏蔵。
- (11) 同上。

(12) 大山敷太郎『鉱業労働と親方制度』、二四八頁。

(13) 左合編『飯場制度関係資料』、一六五頁。

(14) 大山前掲書、二四七頁。

追記 幕末・明治初期における友子の存在を示す資料について

これまで私がこの論文で参照してきた、足尾銅山本山坑の友子資料の中で、注目したいものに、坑夫の取立山と取立年月を記してある友子資料がある。「奉願帳写帳」がそれである。この資料は、本文でも指摘したように、奉願帳をもって本山坑の交際所に坑夫が訪れた際に、友子の係が奉願帳の重要事項を筆写したものである。この「奉願帳写帳」（明治三十八年三月―四十年二月）には、徳川末期から明治初年代に友子に取立てられた坑夫名と鉱山名、それに取立年月日が記されている。それを列記すれば、次の通りである。

| 氏名 | 取立山 | 取立年月 |
|-------|-----------|------------|
| 石山倉之助 | 山形 幸生銅山 | 文久二年三月二十八日 |
| 佐藤 宮松 | 北海道 一ノ度鉛山 | 三年七月 |
| 山口 伊助 | 岐阜 鹿間鉱山 | 明治元年五月四日 |
| 畑 倉吉 | 奈良 桑盛鉱山 | 二年四月一日 |
| 山崎菊三郎 | 岐阜 大富鉱山 | 七年六月二十五日 |
| 宮田宅次郎 | 岐阜 北杉沢銀山 | 七年七月十四日 |
| 西方五郎吉 | 福島 赤谷銅山 | 十一年十二月三十一日 |
| 庄山五三郎 | 兵庫 金子鉱山 | 十二年十月一日 |
| 奈良 鶴松 | 秋田 小坂鉱山 | 十二年十二月二十八日 |
| 津田 長松 | 石川 遊泉寺鉱山 | 十三年一月一日 |

| | | | |
|-------|----|---------|------------|
| 中山政太郎 | 福井 | 柳力瀬墜道 | 十六年六月八日 |
| 安藤 東吉 | 岡山 | 藤ノ村鉦山 | 十六年六月三十日 |
| 足立 彦藏 | 福井 | 柳力瀬墜道 | 十七年七月十三日 |
| 宮川 利吉 | 岐阜 | 池ノ山鉦山 | 十八年五月五日 |
| 金子 龜藏 | 栃木 | 足尾銅山本山坑 | 十九年十二月三十一日 |
| 平尾与三松 | 福井 | 面谷鉦山 | 十九年十二月 |

私は、これまで、若干の資料を明示して、友子が幕末までに全国各地の鉦山にすでに広範囲に存在していた、と主張してきた。ここに紹介する資料は、私の主張を新たに裏づけるものである。石山倉之助は、山形の幸生銅山で文久二年三月二十八日に取立てられている。山形に友子が存在していたらいいと言うことについては、拙著『日本の伝統的労資関係―友子制度史の研究―』(七九頁)で指摘してある。今回の資料は、はっきり幸生銅山で文久二年に取立が行われたことを示している。佐藤宮松は、北海道の一ノ度鉛山で文久三年七月に取立てられた。すでにこの時期に北海道の鉦山に友子制度が存在したことが、初めて証明された。

岐阜の飛騨地方の鉦山で、幕末から明治初年代にかけて友子が存在していたことは、すでに詳しく証明してある(前掲書、八二頁以下)。ここで注目したいのは、畑倉吉が、奈良の桑盛鉦山で明治二年四月一日に取立てられていることである。明治初年代に奈良地方に友子が存在していたらしいことも、すでに指摘した(前掲書、一一〇頁以下)。ここで友子制度の存在がはっきりした。

また幾人かのケースが、明治十年代の鉦山で友子の取立が行われていたことを示している。明治十一年に福島赤谷銅山、同十二年に秋田の小坂鉦山で取立が行われた。その他明治十年代後半に福井、石川、さらに兵庫、岡山の地方で取立が行われたことを示している。なかでも明治十六、七の両年に福井の柳力瀬墜道工事場で取立が行われていることに注目したい。これは、墜道工事に金属鉦山の鉦夫が、採用されたさいに、友子制度と一緒に持ち込んだことを意味した。明治三十年代後半に奉願帳持ち鉦夫が、墜道工事飯場に立ち寄って寄付を仰いでいるが(鉦夫の自主的労災救済制度の一考察―明治末・大正初期の友子の奉願帳制度の実態―、『経済志林』第五十八巻第一・二号、五六―五七頁)、これなども工事飯場に友子制度が存在して

いたからであることが、ここでもそれが証明された。以上のことは、これまで私が実証的に主張してきたことをより明確にしていることであって、特に驚くほどのことではない。

徳川期の友子について言えば、兼ねてより注目していた院内銀山に関係した門屋養安の日記に、安政五年七月十四日に坑夫の取立が行われたとする記述がある。これについては、近年大変興味深い近世鉱山史の研究を行っている萩慎一郎氏の新稿「門屋養安と院内銀山」（『金属鉱山研究』第十六号、七頁）で紹介されている。徳川時代における友子の存在は、今後の研究が進めば、一層はっきりと証明されていくであろう。